

即席めんの日本農林規格

全部改正 平成21年 4 月 9 日農林水産省告示第 484号
改 正 平成26年 8 月20日農林水産省告示第1113号
最終改正 平成28年 2 月24日農林水産省告示第 489号

(適用の範囲)

第 1 条 この規格は、即席めんに適用する。

(定義)

第 2 条 この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用 語	定 義
即 席 め ん	次に掲げるものをいう。 1 小麦粉又はそば粉を主原料とし、これに食塩又はかんすいその他めんの弾力性、粘性等を高めるもの等を加えて練り合わせた後、製めんしたもの（かんすいを用いて製めんしたもの以外のものにあつては、成分でん粉がアルファ化されているものに限る。）のうち、添付調味料を添付したもの又は調味料で味付けしたものであつて、簡便な調理操作により食用に供するもの（凍結させたもの及びチルド温度帯で保存するものを除く。） 2 1にかやくを添付したもの
添 付 調 味 料	直接又は希釈して、めんのつけ汁、かけ汁等として液状又はペースト状で使用されるもの（香辛料等の微細な固形物を含む。）をいう。
か や く	ねぎ、メンマ等の野菜加工品、もち等の穀類加工品、油揚げ等の豆類の調整品、チャーシュー等の畜産加工食品、わかめ、つみれ等の水産加工食品、てんぷら等、めん及び添付調味料以外のものをいう。

(即席めんの規格)

第 3 条 即席めんの規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準
一 般 状 態	性状及び色沢が良好であること。
食 味	調理後の香味が良好で、異味異臭がないこと。
め ん	水分（即席めんのうち、めんを蒸し又はゆで、有機酸溶液中で処理した後に加熱殺菌したもの（以下「生タイプ即席めん」）

	という。)を除く。)	
酸 価	油処理により乾燥したものの油脂にあっては、1.5以下であること。	
水素イオン濃度（生タイプ即席めんに限る。）	pH3.8以上pH4.8以下であること。	
添 加 物	1 国際連合食糧農業機関及び世界保健機関合同の食品規格委員会が定めた食品添加物に関する一般規格（CODEX STAN 192-1995, Rev. 7-2006）3.2の規定に適合するものであって、かつ、その使用条件は同規格3.3の規定に適合していること。 2 使用量が正確に記録され、かつ、その記録が保管されているものであること。 3 1の規定に適合している旨の情報が、一般消費者に次のいずれかの方法により伝達されるものであること。ただし、業務用の製品に使用する場合にあっては、この限りでない。 (1) インターネットを利用し公衆の閲覧に供する方法 (2) 冊子、リーフレットその他の一般消費者の目につきやすいものに表示する方法 (3) 店舗内の一般消費者の目につきやすい場所に表示する方法 (4) 製品に問合せ窓口を明記の上、一般消費者からの求めに応じて当該一般消費者に伝達する方法	
内 容 量	表示重量に適合していること。	
容器又は包装の状態	密封されていること。ただし、食器として使用できる容器にめんを入れてあるものにあっては、その容器破損又は変形により熱湯などの内容物がこぼれないものであること。	

2 めんの油処理に使用した油脂の酸価は、1.5以下でなければならない。なお、当該油脂の酸価をもって、油処理により乾燥しためんの油脂の酸価に代えることができる。

（測定方法）

第4条 前条の規格における水分、酸価及び水素イオン濃度の測定方法は、次のとおりとする。

事 項	測 定 方 法
水 分	粉碎した試料約2gを量りとり、105℃で2時間乾燥した後ひょう量し、乾燥前の重量と乾燥後の重量との差の試料重量に対する百分比を水分とする。
酸 価	試料から石油エーテルにより抽出した油脂又は油処理その油脂約3gを200mlの三角フラスコに量りとり、エチルアルコール（94容量%以上のもの）とエチルエーテル1対1の混液80ml及びフェノールフタレイン指示薬溶液の適量を加え、0.05mol/L水酸化カリウムエチルアルコール溶液で滴定し、次の算式により酸価を求める。 $\text{酸価} = \frac{0.05\text{mol/L KOH (ml)} \times 2.806 \times f}{\text{試料重量 (g)}}$

	測定に用いた抽出油脂（g） f は、0.05mol／L 水酸化カリウムエチルアルコール溶液の係数
水素イオン濃度	試料15 g に水135mlを加えて均一となるまで混合した後、水素イオン濃度計で測定し、この値を水素イオン濃度とする。

改正の改正文・附則（平成26年 8 月20日農林水産省告示第1113号）抄
平成26年 9 月19日から施行する。

附 則

- 1 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の即席めんの日本農林規格により格付の表示が付された即席めんについては、なお従前の例による。
- 2 この告示による改正後の第3条第1項の表食品添加物の項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、平成28年 3 月18日までの間は、なお従前の例によることができる。

最終改正の改正文（平成28年 2 月24日農林水産省告示第489号）抄
平成28年 3 月25日から施行する。